静岡県告示第34号

しいたけ等生産資材価格高騰対策事業費補助金交付要綱(令和5年静岡県告示第50号の2)の一部を次のように改正する。

令和6年1月16日

静岡県知事 川勝平太

改正前

第3 補助の対象及び補助率(額)

- (1) (略)
- (2) 補助率 (額)

(1)に掲げる経費の2分の1以内(経営費のうち燃油の購入費が15パーセントを超える取組実施者にあっては、10分の7以内)とし、取組実施者が行う補助事業1件当たり500万円を限度とする。

第7 実績報告

- (1) (略)
- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して15日を経過した日(第5(1)工により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日)又は<u>令和5年9月30日</u>のいずれか早い日まで

附則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。
- 2 この告示は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その 効力を失う。

様式第1号 (略)

しいたけ等生産資材価格高騰対策 事業費補助金交付申請書

(略)

令和4年度においてしいたけ等生産資材価格高騰対策事業を実施したいので、補助金を 交付されるよう関係書類を添えて申請しま

改正後

- 第3 補助の対象及び補助率(額)
 - (1) (略)
 - (2) 補助率 (額)

(1)に掲げる経費の2分の1以内(経営費のうち<u>電気代</u>が15パーセントを超える取組 実施者にあっては、10分の7以内)とし、 取組実施者が行う補助事業1件当たり500万 円を限度とする。

第7 実績報告

- (1) (略)
- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して15日を経過した日(第5(1)エにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日)又は<u>令和6年9月30日</u>のいずれか早い日まで

附則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和4 年度分<u>及び令和5年度分</u>の補助金に適用する。
- 2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その 効力を失う。

様式第1号 (略)

しいたけ等生産資材価格高騰対策 事業費補助金交付申請書

(略)

<u>令和</u> 年度においてしいたけ等生産資材価格高騰対策事業を実施したいので、補助金を 交付されるよう関係書類を添えて申請しま

す。	す。
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金に適用する。